

令和2年度 国際戦略／地域活性化総合特別区域評価書

作成主体の名称：東京都

1 国際戦略総合特別区域の名称

アジアヘッドクォーター特区

2 総合特区計画の状況

①総合特区計画の概要

東京が日本全体の経済成長を牽引し、アジアの拠点としての地位を維持するため、規制の特例措置や税制・財政・金融上の支援措置等を活用しながら、①誘致・ビジネス交流事業、②ビジネス支援事業、③生活環境整備事業、④BCPを確保したビジネス環境整備事業の4つの事業を特定国際戦略事業として位置付け、グローバル企業のアジア統括拠点と研究開発拠点及び金融系外国企業の誘致に係る取組を行っていく。

②総合特区計画の目指す目標

多くの企業が集積する東京にグローバル企業の統括拠点と研究開発拠点及び金融系外国企業を誘致し、誘致した企業と都内・国内企業とのコラボレーションにより新たな技術開発や販路開拓が促進されることで、日本全体に経済効果が波及し、日本経済の再生を牽引することを目標とする。

③総合特区の指定時期及び総合特区計画の認定時期

- ・平成23年12月22日 国際戦略総合特別区域として指定
- ・平成24年7月30日 国際戦略総合特区特別区域計画として認定
- ・令和3年3月26日 第3期計画認定

④前年度の評価結果

国際戦略総合特区 4. 3点

- ・首都として最初からある程度のアドバンテージはあるものの、外国企業のオフィス誘致、研究開発拠点の誘致ともに確実に実績を上げている。
- ・施設整備等の規制緩和項目の検討も進めている。
- ・東京都独自の支援事業が多いのに対し、国の支援事業の活用は極めて少ない。

⑤前年度の評価結果を踏まえた取組状況等

- ・国の支援事業について、東京都独自の取組である Access to Tokyo やビジネスコンシェルジュ東京、東京都の活用する PR 媒体等を通じて外国企業に広く紹介した。
- ・東京都独自の支援事業については、これまでの事業を引き続き実施していくとともに、特にアジア地域の外国企業を対象とした事業を実施した。

⑥本年度の評価に際して考慮すべき事項

- ・新型コロナウイルスの感染拡大の影響により対面でのイベントが実施できなかったが、代替手段を講じ（都内企業と外国企業の引き合わせについては、個別引き合わせまたはオンラインでの引き合わせを別途設定）、数値目標の達成に向けて取組を継続した。

3 目標に向けた取組の進捗に関する評価（別紙1）

①評価指標

評価指標（1）：外国企業のアジア統括拠点及び研究開発拠点の誘致数 [進捗度 100%]

数値目標（1）：東京都「外国企業発掘・誘致事業」により4年間で40社以上誘致（対象業種：IoT、ビッグデータ、AI等の第4次産業革命関連企業を中心とした東京（日本）の成長を促す業種）
[令和2年度目標値40件、令和2年度実績値40件、進捗度100%]

評価指標（2）：外国企業と都内企業との引き合わせ件数 [進捗度 153%]

数値目標（2）：東京都が関わるマッチングイベント等において4年間で1,000件以上
[令和2年度目標値1,000件、令和2年度実績値1,534件、進捗度153%]

評価指標（3）：金融系外国企業の誘致数 [進捗度 125%]

数値目標（3）：東京都「金融系外国企業発掘・誘致事業」により4年間で40社以上誘致（対象業種：資産運用業、FinTech企業）
[令和2年度目標値40社、令和2年度実績値50社、進捗度125%]

評価指標（4）：その他の外国企業の誘致 [進捗度 106%]

数値目標（4）：400件／計（平成29～令和2年度）《代替指標による評価》

代替指標（4）外国企業からの相談件数 6,000件／計（平成29～令和2年度）

[令和2年度目標値6,000件、令和2年度実績値6,390件、進捗度106%]

②寄与度の考え方

該当なし

③総合特区として実現しようとする目標（数値目標を含む）の達成に、特区で実施する各事業が連携することにより与える効果及び道筋

東京の強みである企業の高度な集積をはじめとする経済集積、市場の魅力、発達した都市インフラを背景として、大胆な規制緩和や税制・財政支援等により、多国籍企業及び多国籍企業従事者・家族に対するビジネス環境の整備、生活環境の整備を行い、欧米の多国籍企業やアジアの成長企業の事業統括部門や研究開発部門を東京に誘致する。こうした企業の二次投資などにより日本全体に経済効果を波及させていく。

④目標達成に向けた実施スケジュール

令和2年度は、多国籍企業の誘致の取組とともに、国内外のオンラインセミナーやウェブサイト等の活用による積極的な情報発信やビジネス環境の向上に資する規制の特例措置や税制措置等の活用による外国企業誘致の取組を進めることにより、各数値目標は達成している。今後も引き続き上記の取組を進め、引き続き外国企業の誘致を実施していく。

4 規制の特例措置を活用した事業等の実績及び自己評価（別紙2）

①特定国際戦略事業

①-1 国際会議等参加旅客不定期航路事業（海上運送法）

ア 事業の概要

羽田空港～臨海副都心エリアのMICE会場間の航路について、現行では禁止行為となっている旅客不定期航路事業者による片道乗合運送（2地点間の運行）を可能とする。（平成24年度提案）

イ 評価対象年度における規制の特例措置の活用状況と目標達成への寄与

令和2年度まで活用実績なし。当該規制緩和の実現により、MICE参加者の利便性向上を図り、国際会議の誘致等を促進する。令和2年度も地域協議会構成員を中心に、特例措置の制度等を再周知し、活用促進を図ることで、外国企業の進出やビジネス展開に資する取組を実施。さらに、外国企業誘致を目的として東京都が活用するPR媒体（ホームページ、パンフレット等）において上述の取組を紹介。

①-2 外国企業進出促進支援事業（入国・在留審査要領）

ア 事業の概要

東京都が認定する外国企業に就労予定の外国人の在留資格認定証明書交付申請において、審査の迅速化及び提出資料の簡素化を図る。（平成24年度提案）

イ 評価対象年度における規制の特例措置の活用状況と目標達成への寄与

令和2年度まで活用実績なし。当該規制緩和により、外国企業の日本進出を促進し、東京はもとより日本経済の健全な発展に資する。令和2年度も都独自の取組として行っているビジネスコンシェルジュ東京やAccess to Tokyo（海外誘致拠点）を通じて、東京進出を目的としている企業に対し、当特区のインセンティブの一つとして周知を行った。また、地域協議会構成員を中心に、特例措置の制度等を再周知し、活用促進を図ることで、外国企業の進出やビジネス展開に資する取組を実施。さらに、外国企業誘致を目的として東京都が活用するPR媒体（ホームページ、パンフレット等）において上述の取組を紹介。

（ビジネスコンシェルジュ東京における新規の外国企業からの相談社数：474社）

（Access to Tokyoにおける外国企業誘致数：10社）

①-3 国際戦略総合特別区域外国企業支店等開設促進事業（入国・在留審査要領）

ア 事業の概要

外国企業が国際戦略総合特別区域地域協議会の民間事業者が提供する施設を事業所として使用する場合、「企業内転勤」の在留資格に係る他の要件を満たすこと等を前

提に、支店等開設準備を行う当該外国企業の従業員に対し「企業内転勤」の在留資格を付与する。(平成 25 年度提案)

イ 評価対象年度における規制の特例措置の活用状況と目標達成への寄与

令和 2 年度は活用実績なし。当該規制緩和により、外国企業の日本進出を促進し、東京はもとより日本経済の健全な発展に資する。令和 2 年度も都独自の取組として行っているビジネスコンシェルジュ東京や Access to Tokyo を通じて、東京進出を目的としている企業に対し、当特区のインセンティブの一つとして周知を行った。また、地域協議会構成員を中心に、特例措置の制度等を再周知し、活用促進を図ることで、外国企業の進出やビジネス展開に資する取組を実施。さらに、外国企業誘致を目的として東京都が活用する PR 媒体（ホームページ、パンフレット等）において上述の取組を紹介。

(ビジネスコンシェルジュ東京における新規外国企業からの相談社数：474 社)

(Access to Tokyo における外国企業誘致数：10 社)

1-④ 高度人材外国人受入促進事業（出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄の基準を定める省令 等）

ア 事業の概要

総合特別区域法に基づき東京都が指定する統括事業・研究開発事業等を行う企業又は東京都から拠点設立補助金の交付を受けている企業に就労する外国人について、高度人材ポイント制におけるポイントの特別加算の対象とする。(平成 25 年度提案)

イ 評価対象年度における規制の特例措置の活用状況と目標達成への寄与

令和 2 年度まで活用実績なし。当該規制緩和により、国際戦略総合特別区域内の企業への高度人材外国人の受入れを促進することで、東京はもとより日本経済の健全な発展に資することができる。

②一般国際戦略事業

②-1 ビジネスジェットの使用手続簡略化

ア 事業の概要

羽田空港においてビジネスジェットの発着制限の緩和と駐機可能機数の増加を行った。(平成 24 年度提案)

イ 評価対象年度における規制の活用状況と目標達成への寄与

令和 2 年におけるビジネスジェットの発着回数は 1,911 回、令和 2 年度における CIQ (《customs, immigration and quarantine》税関、出入国管理、検疫のこと。出入国の際に必要とされる三つの手続きの略称。) 動線利用回数は 120 回である。

※ 参考：ビジネスジェットの発着回数

平成 24 年 1,792 回 (緩和実現)

平成 25 年 2,303 回

平成 26 年 2,396 回

平成 27 年 2,935 回

平成 28 年 3,077 回

平成 29 年 3,401 回
平成 30 年 3,648 回
令和元年 3,736 回
令和 2 年 1,911 回

CIQ 動線利用回数

平成 28 年度 1,640 回
平成 29 年度 1,865 回
平成 30 年度 2,032 回
令和元年度 2,047 回
令和 2 年度 120 回

ビジネスジェットの利用が容易になることにより、ビジネス環境が向上し、企業誘致におけるインセンティブに資する。

②-2 非常用発電機による住戸内電源供給

ア 事業の概要

事業者が個別住戸毎に配線を行うこと、その際の電力は無償であること等を前提に、停電時に稼動する非常用発電機を活用し個別住戸に電源供給を行うことが可能となった。(平成 24 年度提案)

イ 評価対象年度における規制の活用状況と目標達成への寄与

令和 2 年度は活用実績なし。非常用発電機における住戸内電源供給を行うことで BCP を確保したビジネス環境が向上し、企業誘致におけるインセンティブに資する。令和 2 年度も地域協議会構成員等に対して制度等を再周知し、活用促進を図ることで、外国企業の進出やビジネス展開に資する取組を実施。

③規制の特例措置の提案

③-1 風営法の特定遊興飲食店営業許可に伴う構造要件の特例の創設（客室一室あたりの最低面積要件（33 m²以上）に対する特例）（令和 2 年度春協議）

ア 提案の概要

特定遊興飲食店営業の許可に関連し、営業許可要件として、客室一室あたりの最低面積基準（33 m²以上）が定められている。

- (1) 個別の営業所における、客室の利用方法や安心・安全の管理方法を届け出る仕組みをつくり、営業所に一律でかかる基準である「構造要件」に特例を創設。
- (2) 国家公安委員会規則第 75 条第 7 号として「公安委員会に対して営業方法等に関する届出を行う場合には、第 1 号の基準によらないことができる」旨を位置付け。
- (3) 届出内容は、①計画図面、②客室単位の利用方法を整理した書類、③客室の安心・安全管理方法を整理した書類、④警察又はそれに類する団体との、定期的な抜き打ち検査・巡回対応に関する協定書とする。

イ 国と地方の協議の結果

警察庁より、特定遊興飲食店営業の制度の趣旨から指定自治体の提案の内容を認

めるのは困難であるが、担当省庁からの代替案として風俗営業の許可を取得した上で、条例で地域を指定し、午前0時以降の深夜の営業時間を定めることにより提案が実現可能である旨の見解が示された。

③-2 風営法の特定遊興飲食店営業許可に伴う構造要件の特例の創設（見通し基準（客室内部に見通しを妨げる設備を設けない）に対する特例）（令和2年度春協議）

ア 提案の概要

特定遊興飲食店営業の許可に関連し、営業許可要件として、見通し基準（客室内部に見通しを妨げる設備を設けない）が定められている。

- (1) 個別の営業所における、客室の利用方法や安心・安全の管理方法を届け出る仕組みをつくり、営業所に一律でかかる基準である「構造要件」に特例を創設。
- (2) 国家公安委員会規則第75条第7号として「公安委員会に対して営業方法等に関する届出を行う場合には、第2号の基準によらないことができる」旨を位置付け。
- (3) 届出内容は、①計画図面、②客室単位の利用方法を整理した書類、③客室の安心・安全管理方法を整理した書類、④警察又はそれに類する団体との、定期的な抜き打ち検査・巡回対応に関する協定書とする。

イ 国と地方の協議の結果

警察庁より、特定遊興飲食店営業について客室内部に見通しを妨げる設備を設けてはいけないとされている趣旨は、善良の風俗を害する行為を未然に防止することであり、提案内容にある届出制を設けるか否かによらず言えることであるため提案を認めるのは困難である旨の見解が示された。

③-3 風営法の特定遊興飲食店営業許可に伴う構造要件の特例の創設（照度基準（10ルクス以上）に対する特例）（令和2年度春協議）

ア 提案の概要

特定遊興飲食店営業の許可に関連し、営業許可要件として、照度基準（10ルクス以上）が定められている。

- (1) 個別の営業所における、客室の利用方法や安心・安全の管理方法を届け出る仕組みをつくり、営業所に一律でかかる基準である「構造要件」に特例を創設。
- (2) 国家公安委員会規則第75条第7号として「公安委員会に対して営業方法等に関する届出を行う場合には、第5号の基準によらないことができる」旨を位置付け。
- (3) また、第96条第1項へ「但し、公安委員会に対して営業方法等に関する届出を行う場合には10ルクス以下とすることができる」旨を追加。
- (4) 届出内容は、①計画図面、②客室単位の利用方法を整理した書類、③客室の安心・安全管理方法を整理した書類、④警察又はそれに類する団体との、定期的な抜き打ち検査・巡回対応に関する協定書とする。

イ 国と地方の協議の結果

警察庁より、特定遊興飲食店営業において照度基準を設けている趣旨として、10ルクス以下の低照度飲食店だと違法行為の温床となる可能性があることから、あくまで風俗営業として規制する必要があるとした上で、代替案として風俗営業の許可を取

得し、営業時間・営業地域を条例にて指定することで提案が実現可能である旨の見解が示された。

③-4 風営法の特定遊興飲食店営業許可手続における「許可要件事前認証制度」の導入（令和2年度春協議）

ア 提案の概要

風営法の特定遊興飲食店営業許可申請は、基本的に営業所の完了検査後に申請を行い、その後許可が発出される手続きとなる。

また、許可に際しては保全対象施設からの距離（児童福祉施設から50m以下、等）が要件の1つ（「地域要件」）となっている。

特定遊興飲食店営業の許可に関連し、下記のような許可要件事前認証制度を新設。

- ・営業所計画時点で、計画概要書（営業予定者、営業所の位置、規模・構造等の概要、営業許可申請予定時期等を記載）の提出をもって許可要件への事前適合審査を行うことができ、その時点で要件を満たしている場合には「許可要件事前認証」を発出し、認証内容を公示。
- ・その後、営業許可申請前までに近隣へ保全対象施設が立地したとしても、事前認証によって地域要件上も対抗可能。

イ 国と地方の協議の結果

警察庁より、指定自治体からの提案については合理的な規制とならないことが懸念されるが、一方で都道府県は条例により保全対象施設に係る規制を柔軟に定めることが可能であることから、指定自治体の提案を実現可能である旨の見解が示された。

③-5 風営法における特定遊興飲食店営業の許可に係る営業制限地域の指定に関する基準の緩和（水平距離でなく物理的距離による制限）（令和2年度春協議）

ア 提案の概要

風営法施行令第6条第2項の規定では、特定遊興飲食店営業を含む風俗営業は「保全対象施設（保育所や病院、診療所等）の敷地の周囲おおむね100m（水平面で測る）の区域を限度」に制限されている。

一方、都市再生特別措置法や国家戦略特別区域法等で首都機能を高める国際競争力強化が求められており、特に都心部における都市開発では様々な施設・機能を複合化させることが必要となっている。したがって、同一都市計画事業内（同一建物内を含む）で保全対象施設と特定遊興飲食店（アフターコンベンション機能に資する施設など）が混在または近接する場合を想定することが必要。

については、営業制限地域の指定基準に関して「保全対象施設の敷地からの水平距離による制限」ではなく「保全対象施設からの空間距離による制限」とする。

イ 国と地方の協議の結果

警察庁より、指定自治体からの提案については合理的な規制とならないことが懸念されるが、一方で、都道府県は、条例により、一定の施設を包括的に保全対象施設と定めつつ、一部の区域においては特定の施設を保全対象施設から除外するなど、地域の実情に応じ、保全対象施設に係る規制を柔軟に定めることが可能である旨の見解が示された。

③-6 借地借家法における建物の普通賃貸借契約における賃貸人の更新拒絶・解約申入れにかかる正当事由(建替え決議他)に関する借地借家審判制度の創設

ア 提案の概要

借地借家法における建物の普通賃貸借契約における賃貸人の更新拒絶・解約申入れにかかる正当事由に関する紛争を迅速かつ適正に解決するため、借家審判制度(仮称)の創設を求める。

【借家審判制度(仮称)の概要】

(1) 趣旨

裁判所の手続として、借家の正当事由を巡る紛争を、迅速、適正、柔軟かつ実効的に解決するための制度として、借家審判制度を創設する。

(2) 対象となる紛争

借家審判制度の対象とする紛争は、借家(建物賃貸借)における賃貸人と賃借人との間に生じた正当事由を巡る紛争とする。具体的には、正当事由の存否を巡る紛争と立退料の金額を巡る紛争を想定する。

(3) 手続の概要

裁判所において、原則として3回以内の期日で解決する(回数制限)。借家審判手続では、裁判官である審判官1名と、借家の正当事由に関する専門的な知識経験を有する審判員2名(弁護士、不動産鑑定士が考えられる)とで組織する審判委員会が審理し、適宜調停を試み、調停がまとまらなければ、事案の実情に応じた解決をするための判断(借家審判)をする。借家審判に対する異議申立てがあれば、訴訟に移行する。

イ 国と地方の協議の結果

法務省より、提案について、立退きを求められることとなる賃借人側に手続の迅速な進行に向けたインセンティブがあるかどうか等の問題があるとの見解が示された。なお、当該紛争解決の手段については、既存の制度(民事訴訟・民事調停)の下においても、裁判所において適正かつ迅速に適切な判断がされており、引き続き手続きの運用状況等を注視する旨の見解が併せて示された。

5 財政・税制・金融支援の活用実績及び自己評価

① 財政支援：評価対象年度における事業件数0件

<調整費を活用した事業>

- ・対象事業なし

<既存の補助制度等による対応が可能となった事業>

- ・対象事業なし

前期計画においては要求をしていたが実現せず、要求を取り下げたため、該当案件が無い状況である。

② 税制支援：評価対象年度における適用件数0件

②-1 誘致・ビジネス交流事業

ア 事業の概要

海外への継続的なアプローチ、MICE 開催によるビジネス交流等による誘致対象企業の掘り起こしを行う。

イ 評価対象年度における税制支援の活用状況と目標達成への寄与

令和2年度は活用実績なし。都独自の取組として行っているビジネスコンシェルジュ東京や Access to Tokyo を通じて、東京進出を目的としている外国企業、外資系企業等に当特区のインセンティブの一つとして直接周知を実施し、将来的な活用が見込まれる外国企業を発掘。また、地域協議会構成員を中心に、特例措置の制度等を再周知し、活用促進を図ることで、外国企業の進出やビジネス展開に資する取組を実施。さらに、外国企業誘致を目的として東京都が活用する PR 媒体（ホームページ、パンフレット等）において上述の取組を紹介。

なお、法人指定要件である、「国際戦略総合特区地域協議会を構成する法人であること」などの要件が、新規の事業者にとっては参入の障壁となっている可能性がある。

（ビジネスコンシェルジュ東京における新規外国企業からの相談社数：474 社）。

（Access to Tokyo における外国企業誘致数：10 社）

ウ 将来の自立に向けた考え方

上記取組を踏まえ、検討を行う。

②-2 生活環境整備事業

ア 事業の概要

外国人家族がストレスなく暮らせるためのサポート、教育、医療等の生活インフラの確立を行う。

イ 評価対象年度における税制支援の活用状況と目標達成への寄与

令和2年度は活用実績なし。

前述の②-1 誘致・ビジネス交流事業と同様の理由が考えられ、未利用地の確保が困難であるという地域の特性も活用の障壁となっている。

ウ 将来の自立に向けた考え方

該当なし。

②-3 BCPを確保したビジネス環境整備事業

ア 事業の概要

高い防災対応力や自立・分散型エネルギーネットワークを備えた安全・安心のブランド化と安定した企業活動の保証を行う。

イ 評価対象年度における税制支援の活用状況と目標達成への寄与

令和2年度は活用実績なし。地域協議会構成員を中心に、特例措置の制度等を再周知し、活用促進を図ることで、外国企業の進出やビジネス展開に資する取組を実施。さらに、外国企業誘致を目的として東京都が活用する PR 媒体（ホームページ、パンフレット等）において上述の取組を紹介。

ウ 将来の自立に向けた考え方

該当なし。

③ 金融支援（利子補給金）：評価対象年度における新規契約件数 0 件

③-1 誘致・ビジネス交流事業

ア 事業の概要

海外への継続的なアプローチ、MICE 開催によるビジネス交流等による誘致対象企業の掘り起こしを行う。

イ 評価対象年度における金融支援の活用状況と目標達成への寄与

令和 2 年度は活用実績なし。令和 2 年度も、都独自の取組として行っているビジネスコンシェルジュ東京や Access to Tokyo を通じて、東京進出を目的としている外国企業、外資系企業等に当特区のインセンティブの一つとして直接周知を実施した。また、地域協議会構成員を中心に、特例措置の制度等を再周知し、活用促進を図ることで、外国企業の進出やビジネス展開に資する取組を実施。さらに、外国企業誘致を目的として東京都が活用する PR 媒体（ホームページ、パンフレット等）において上述の取組を紹介。

（ビジネスコンシェルジュ東京における新規外国企業からの相談社数：474 社）

（Access to Tokyo における外国企業誘致数：10 社）

ウ 将来の自立に向けた考え方

上記取組を踏まえ、検討を行う。

③-2 生活環境整備事業

ア 事業の概要

外国人家族がストレスなく暮らせるためのサポート、教育、医療等の生活インフラの確立を行う。

イ 評価対象年度における金融支援の活用状況と目標達成への寄与

令和 2 年度は活用実績なし。令和 2 年度も、都独自の取組として行っているビジネスコンシェルジュ東京や Access to Tokyo を通じて、東京進出を目的としている外国企業、外資系企業等に当特区のインセンティブの一つとして直接周知を実施した。また、地域協議会構成員を中心に、特例措置の制度等を再周知し、活用促進を図ることで、外国企業の進出やビジネス展開に資する取組を実施。さらに、外国企業誘致を目的として東京都が活用する PR 媒体（ホームページ、パンフレット等）において上述の取組を紹介。

（ビジネスコンシェルジュ東京における新規外国企業からの相談社数：474 社）

（Access to Tokyo における外国企業誘致数：10 社）

ウ 将来の自立に向けた考え方

上記取組を踏まえ、検討を行う。

③-3 BCPを確保したビジネス環境整備事業

ア 事業の概要

高い防災対応力や自立・分散型エネルギーネットワークを備えた安全・安心のブランド化と安定した企業活動の保証を行う。

イ 評価対象年度における金融支援の活用状況と目標達成への寄与

令和2年度は活用実績なし。引き続き、本事業に関連する事業者に対し積極的に周知し、活用を促していく。

ウ 将来の自立に向けた考え方

対象となる事業は既に完了しており、今後は自立して事業を継続することが見込まれる。

6 地域独自の取組の状況及び自己評価（別紙3）

（地域における財政・税制・金融上の支援措置、規制緩和・強化等、体制強化、関連する民間の取組等）

（1）外国企業の関心度や進出ステージに応じた誘致施策を戦略的に展開

【進出意欲醸成期】

- ・東京の魅力のPRとして、アジアヘッドクォーター特区の取組をアピールする広報活動を積極的に展開し、東京への投資意欲を持つ企業への情報発信を行った。
- ・海外誘致窓口（ロンドン・パリ・サンフランシスコ・シンガポール）を運営し、現地で積極的な広報活動を実施することで、海外ハブ機関等との連携を深め、スピーディーな誘致活動に繋げた。

【進出への検討開始初期】

- ・オフィス事業者と事業協定を締結し、新たに東京での拠点設立を検討している金融系外国企業に対し、東京進出に向けた事前調査（リサーチ）等のための一時滞在を支援することで、金融系外国企業の誘致を推進した。
- ・アジア特化版アクセラレータプログラム（Fintech）における都内企業とのマッチング、メンタリングを通じ、外国企業が日本市場の独自性や日本企業のニーズを理解し、日本企業が外国企業の持つ技術の理解を深める機会を提供した。

【進出へ向けた具体的検討期】

- ・外国企業発掘・誘致事業（第四次産業革命・金融分野）を通じて、日本進出の確度が高く有望な先端技術を持つ外国企業へのコンサルティング等を実施し、東京への外国企業誘致を推進した。
- ・ビジネスコンシェルジュ東京が英語にて、外国企業等の東京でのビジネス展開をサポートした。また、都内に拠点設立を検討している金融系外国企業等を対象に、金融庁と連携しながら行政手続の支援や総合的なコンサルティングサービスを提供した（金融ワンストップ支援サービス）。
- ・東京開業ワンストップセンターでは、中小企業診断士が開業手続にかかる相談に対応し、円滑に行政手続が行えるよう支援した。（国家戦略特区の取組）

【拠点設立・事業継続期】

- ・東京開業ワンストップセンターが、東京での会社（拠点）の設立時に必要となる各種手続に一元的に対応するサービスを提供した。（国家戦略特区の取組）
- ・金融系外国企業誘致の取組に資するインセンティブとして、金融系外国企業拠点設立

補助金事業を実施した。また、平成 29 年度に整備した金融ライセンス登録手続きに関する英語解説書の改訂版を作成した。

- ・金融系外国企業が東京都内に設置して間もない拠点の成長を促進するとともに、安定して都内で事業活動を行うための支援をするため、金融系外国企業事業基盤支援補助金事業を実施した。
- ・東京への進出後は、ビジネスを安定的に継続できるよう、ビジネスコンシェルジュ東京による販路開拓支援、マッチング商談会等を通じた都内企業とのパートナーシップ支援を実施した。
- ・東京圏雇用労働相談センターでは、日本の雇用ルールを的確に理解し、円滑に事業展開できるよう支援した。(国家戦略特区の取組)

(2) 「スタートアップ・エコシステム・東京コンソーシアム」

- ・都の旗振りのもと、自治体、大学・研究機関、民間事業者等（アクセラレータ、ベンチャーキャピタル、事業会社、デベロッパー等）、210 を超えるメンバーの参画により構成されるコンソーシアムの組成・運営を通じ、都内の各地で形成されているエコシステムやスタートアップ拠点の広域的な連携を促進し、外国企業の都内でのビジネス展開にも寄与する取組を実施。

7 総合評価

- 令和 2 年度においても、上記に掲げる外国企業誘致に向けた多様な取組を行ったことで、評価指標に掲げた（1）から（4）の数値目標を達成した。
- 総合特区の取組だけでなく、国家戦略特区の取組も活用し、両取組を積極的に連携させることで相乗効果を発揮させ、外国企業誘致の施策を展開した。
- 平成31年4月に設立した金融プロモーション組織である一般社団法人東京国際金融機構との連携等による誘致活動の加速化により、目標達成に向け順調に推移している

■ 目標に向けた取組の進捗に関する評価

		当初(一)	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	-
数値目標(1)	目標値		10社	20社	30社	40社	
	実績値		10社	20社	30社	40社	
寄与度(※): 100(%)	進捗度(%)		100%	100%	100%	100%	
代替指標又は定性的評価の考え方 ※数値目標の実績に代えて代替指標又は定性的な評価を用いる場合							
評価指標(1) 外国企業のアジア統括拠点及び研究開発拠点の誘致数	目標達成の考え方及び目標達成に向けた主な取組、関連事業	<p>目標達成に向けて、民間企業と連携しながらターゲットを絞った上で外国企業へ直接アプローチし、投資決定のための専門的なコンサルティングを行うなど、特区への誘致を戦略的に進めるとともに、国内外のセミナーやアジアヘッドクォーター特区ウェブサイト等を活用した積極的な情報発信を行い誘致活動を実施している。</p> <p>【誘致候補リストの作成】 令和2年度は、10社誘致を達成するために、26,000社を超える企業にコンタクトし、そこから約250社まで誘致候補企業を絞り込み、最終的に10社を選定している。</p>					
	各年度の目標設定の考え方や数値の根拠等 ※定性的評価の場合は、各年度の目標	<p>外国企業のアジア統括拠点及び研究開発拠点の誘致目標数。 前期アジアヘッドクォーター特区での誘致実績を踏まえ設定。</p> <p>【アジア統括拠点】 グローバル企業における子会社を統括する拠点。日本に設立した当該拠点から、子会社の営業活動や経営企画等における方針決定、調整などの業務を行うための拠点。</p> <p>【研究開発拠点】 基礎研究から応用開発、試作、製品試験など、さまざまな製品、サービスの産業化のための研究開発を行うために必要な機能を有する拠点。</p>					
	進捗状況に係る自己評価(進捗が遅れている場合の要因分析)	<p>・目標は達成されている。(平成29年度～令和2年度の実績値は、外国企業発掘・誘致事業による。)</p> <p>・来年度以降も海外ハブ組織との連携窓口を活用した外国企業へのアプローチの強化、ホームページや国内外のセミナーの場を活用した東京への投資意欲を持つ企業への情報発信の強化等に取り組み、今後も民間企業と連携して積極的・計画的に誘致活動を実施していく。</p>					
	外部要因等特記事項						

※寄与度:一つの評価指標に対して複数の数値目標がある場合、それぞれの数値目標が評価指標に与える寄与度を記入してください。

■ 目標に向けた取組の進捗に関する評価

		当初(一)	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	-
数値目標(1)	目標値		250件	500件	750件	1,000件	
	実績値		277件	710件	1,217件	1,534件	
寄与度(※): 100(%)	進捗度(%)		111%	142%	162%	153%	
代替指標又は定性的評価の考え方 ※数値目標の実績に代えて代替指標又は定性的な評価を用いる場合							
評価指標(2) 外国企業と都内企業との引き合わせ件数	目標達成の考え方及び目標達成に向けた主な取組、関連事業	<p>目標達成に向けて、誘致した外国企業に対する具体的なマッチングニーズのヒアリングを行い、公共団体及び民間事業者等が実施するマッチング商談会等あらゆる機会を活用して引き合わせを行っている。</p> <p>引き合わせについては、都内において、都が主催する商談会、ネットワーキングイベント、協議会構成員を中心とする連携団体のマッチングイベントにて引き合わせを行っている。</p> <p>【マッチングイベント等開催実績】 都主催交流展・商談会 2回 都主催ネットワーキングイベント 1回 民間主催マッチングイベント 2回 参加外国企業数 32社</p>					
	各年度の目標設定の考え方や数値の根拠等 ※定性的評価の場合は、各年度の目標	<p>誘致した外国企業の数に限られていることに加え、1社あたりの商談会数には限りがあることを考慮し、目標値を設定した。</p> <p>【引き合わせ件数】 都が主体的に関わっているマッチング商談会や各種イベントにおいて、外資系企業と都内企業が商談を行った件数及び個別企業のニーズに応じて個別の引き合わせを行った件数。</p> <p>【把握方法】 参加企業からの報告により把握。</p>					
	進捗状況に係る自己評価(進捗が遅れている場合の要因分析)	<p>・目標は達成されている。</p> <p>・来年度以降も、様々な団体が開催するマッチング商談会等への参加支援や、具体的なニーズに基づく個別の引き合わせを実施することで、積極的なマッチングを促進していく。</p>					
	外部要因等特記事項						

※寄与度:一つの評価指標に対して複数の数値目標がある場合、それぞれの数値目標が評価指標に与える寄与度を記入してください。

■ 目標に向けた取組の進捗に関する評価

		当初(一)	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	-
数値目標(1)	目標値		7社	14社	27社	40社	
	実績値		10社	20社	35社	50社	
寄与度(※):100(%)	進捗度(%)		143%	143%	130%	125%	
代替指標又は定性的評価の考え方 ※数値目標の実績に代えて代替指標又は定性的な評価を用いる場合							
評価指標(3) 金融系外国企業の誘致数	目標達成の考え方及び目標達成に向けた主な取組、関連事業	<p>目標達成に向けて、民間企業と連携しながらターゲットを絞った上で外国企業へ直接アプローチし、投資決定のための専門的なコンサルティングを行うなど、特区への誘致を戦略的に進めるとともに、国内外のセミナーやアジアヘッドクォーター特区ウェブサイト等を活用した積極的な情報発信を行い誘致活動を実施している。</p> <p>【誘致候補リストの作成】</p> <p>平成29年度、平成30年度は各年度10社誘致を達成するために、23,000社を超える企業にコンタクトし、そこから約150社まで誘致候補企業の絞り込みを行い、最終的に10社を選定している。令和元年度、令和2年度は15社を誘致するために28,000社を超える企業にコンタクトし、そこから約150社まで誘致候補企業の絞り込みを行い、最終的に15社を選定している。</p>					
	各年度の目標設定の考え方や数値の根拠等 ※定性的評価の場合は、各年度の目標	<p>金融系外国企業の誘致目標数。</p> <p>外国企業への働きかけを行った結果、実際に区内へ企業が進出するにはタイムラグがあることから、企業が投資決定を行うまでのプロセスを考慮し、目標値を設定。</p> <p>【金融系外国企業】</p> <p>有価証券等の運用を行う資産運用業及びIT技術を駆使した革新的な金融サービス提供をするFintech企業の外国企業</p> <p>【把握方法】</p> <p>特区進出企業の申請により把握。</p>					
	進捗状況に係る自己評価(進捗が遅れている場合の要因分析)	<p>・目標は達成されている(平成29年度～令和2元年度の実績値は、金融系外国企業発掘・誘致事業による)。令和元年度に目標値を引き上げたが、実績は順調に推移している。</p> <p>・来年度以降も「拠点設立に係る様々なサポートを行う金融ワンストップ支援サービス」や「金融業の登録申請手続き等を分かりやすく説明した英語解説書の活用」、「金融プロモーション組織である一般社団法人東京国際金融機構との連携」等、多面的に取り組むことで、着実に誘致活動を実施していく。</p>					
	外部要因等特記事項						

※寄与度:一つの評価指標に対して複数の数値目標がある場合、それぞれの数値目標が評価指標に与える寄与度を記入してください。

■目標に向けた取組の進捗に関する評価

		当初(一)	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	-	
数値目標(1)	目標値		1,500件	3,000件	4,500件	6,000件		
	実績値		1,640件	3,138件	4,685件	6,390件		
寄与度(※):100(%)	進捗度(%)		109%	105%	104%	106%		
代替指標又は定性的評価の考え方 ※数値目標の実績に代えて代替指標又は定性的な評価を用いる場合	この評価指標における実績値の算出に際しては、都内への外資系企業の進出状況について調査が必要であるが、実績を把握するまでに時間を要してしまうため、評価書作成時点では実績値を把握することができない。そのため、毎年度の評価については、前年度末時点での実数が速やかに把握できる「外国企業からの相談件数」を代替指標とする。東京へ進出する外国企業はビジネスの実施に際し、法人設立や販路拡大を促進するために、商習慣や各種行政手続き等に関する情報提供やビジネスマッチングなどの支援を求めている。そうした外国企業に対するワンストップのビジネス支援サービスを提供するビジネスコンシェルジュ東京(東京都の委託事業)等への相談件数は、東京への投資意欲が高く、進出に向けて具体的な検討を進める外国企業の数を反映していると考えられるため、代替指標として適切である。							
評価指標(4) その他の外国企業の誘致	目標達成の考え方及び目標達成に向けた主な取組、関連事業	外国企業を特区内へ誘致するためにビジネス面、外国人の生活面等多方面の環境整備を行うとともに、行政手続きの代行や弁護士、会計士等の専門サービスへの橋渡し等ビジネスを支援するためのワンストップサービスを提供し、外国企業への支援を進めていく。						
数値目標(4) 400社/累計	各年度の目標設定の考え方や数値の根拠等 ※定性的評価の場合は、各年度の目標	発掘・誘致事業の実施による効果(見込み)等を考慮し、目標値を設定した。						
	進捗状況に係る自己評価(進捗が遅れている場合の要因分析)	<ul style="list-style-type: none"> 在京大使館への訪問やセミナー等でのPR活動、平成29年度から金融ワンストップ支援サービスを開始したことにより、目標は大幅に達成されている。(実績値は、ビジネスコンシェルジュ東京における相談件数による) 民間企業と連携し、ターゲットを絞った上で外国企業へ直接アプローチするとともに、東京への進出を決定するためのコンサルティングを行うなど、個別の企業に応じたオーダーメイドの支援を行うことで東京への誘致を促進している。さらに、令和2年度は国内におけるセミナーに加え、香港を中心としたアジア地域の外国企業に対してオンラインイベントを開催し、セミナー参加企業等に対する誘致活動を実施した。また、特区ホームページにおいて、東京の強みや特区進出のメリット、特区進出企業の事例等、外国企業が求める情報を随時発信し、積極的な誘致・広報活動を実施している。さらに、特区進出済の外資系企業と都内企業とのマッチング商談会も開催し、企業へのビジネス機会の提供を行った。 今後も、投資先としての東京の認知度を高めるため、国内外セミナー及び海外見本市、ウェブサイトや外国企業への情報発信に際して最適な媒体・手法等を活用して、外国企業の意思決定者層に直接、東京の魅力を訴えていく。 						
	外部要因等特記事項							

※寄与度:一つの評価指標に対して複数の数値目標がある場合、それぞれの数値目標が評価指標に与える寄与度を記入してください。

■規制の特例措置等を活用した事業の実績及び評価
規制の特例措置を活用した事業

特定(国際戦略/地域活性化)事業の名称(事業の詳細は本文4①を参照)	関連する数値目標	規制所管府省による評価
国際会議等参加旅客不定期航路事業	数値目標(1)~(4)	規制所管府省名:国土交通省 <input type="checkbox"/> 特例措置の効果が認められる <input type="checkbox"/> 特例措置の効果が認められない ⇒ <input type="checkbox"/> 要件の見直しの必要性あり <input checked="" type="checkbox"/> その他 <特記事項> 活用実績がないことから評価困難。
外国企業進出促進支援事業	数値目標(1)・(3)・(4)	規制所管府省名: 法務省 <input type="checkbox"/> 特例措置の効果が認められる <input type="checkbox"/> 特例措置の効果が認められない ⇒ <input type="checkbox"/> 要件の見直しの必要性あり <input checked="" type="checkbox"/> その他 <特記事項> 活用実績がないことから評価困難。
国際戦略総合特別区域外国企業支店等開設促進事業	数値目標(1)・(3)・(4)	規制所管府省名: 法務省 <input type="checkbox"/> 特例措置の効果が認められる <input type="checkbox"/> 特例措置の効果が認められない ⇒ <input type="checkbox"/> 要件の見直しの必要性あり <input checked="" type="checkbox"/> その他 <特記事項> 活用実績がないことから評価困難。
高度人材外国人受入促進事業	数値目標(1)・(3)・(4)	規制所管府省名: 法務省 <input type="checkbox"/> 特例措置の効果が認められる <input type="checkbox"/> 特例措置の効果が認められない ⇒ <input type="checkbox"/> 要件の見直しの必要性あり <input checked="" type="checkbox"/> その他 <特記事項> 活用実績がないことから評価困難。

※関連する数値目標の欄には、別紙1の評価指標と数値目標の番号を記載してください。

国との協議の結果、現時点で実現可能なことが明らかになった措置による事業(本文4②に記載したものを除く。)

現時点で実現可能なことが明らかになった措置による事業の名称	関連する数値目標	評価対象年度における活用の有無	備考(活用状況等)
-	-	-	-

国との協議の結果、全国展開された措置を活用した事業(本文4②に記載したものを除く。)

全国展開された事業の名称	関連する数値目標	評価対象年度における活用の有無	備考(活用状況等)
-	-	-	-

■地域独自の取組の状況及び自己評価（地域における財政・税制・金融上の支援措置、規制緩和・強化等、体制強化、関連する民間の取組等）

財政・税制・金融上の支援措置

財政支援措置の状況

事業名	事業概要	関連する数値目標	実績	自治体名
金融系外国企業拠点設立補助金	平成29年度から、金融系外国企業誘致の取組に資するインセンティブ施策として運用開始。 金融系外国企業が都内に新たに拠点設立する際に要する経費を補助	評価指標(3)・(4)	令和2年度は3件、13,467千円の交付実績。	東京都

税制支援措置の状況

事業名	事業概要	関連する数値目標	実績	自治体名
都税（不動産取得税、固定資産税・都市計画税）の減免	平成25年度から、本格的な外国企業誘致の取組に向けたインセンティブの整備として、総合特区税制の適用企業に対して都税（不動産取得税、固定資産税・都市計画税）の減免措置を開始。	評価指標(1)・(3)	令和2年度の適用実績なし。	東京都

金融支援措置の状況

事業名	事業概要	関連する数値目標	実績	自治体名
該当事業なし	—	—	—	—

規制緩和・強化等

規制緩和

取組	事業概要	関連する数値目標	実績	自治体名
該当事業なし	—	—	—	—

規制強化

取組	事業概要	関連する数値目標	実績	自治体名
該当事業なし	—	—	—	—

その他				
取組	事業概要	関連する数値目標	実績	自治体名
外国企業発掘誘致（金融・非金融）	外国企業の拠点を特区エリア内に能動的に呼び込むため、効果的な企業発掘及び誘致事業を実施	評価指標（１）・（３）・（４）	令和２年度の実績は以下のとおり 非金融：10社 金融：15社	東京都
海外誘致窓口（ロンドン・パリ・サンフランシスコ・シンガポール）	海外において、有望な第四次産業革命関連企業及び金融系企業とのネットワークを有する海外ハブ組織等の海外機関との連携や情報交換等を実施	評価指標（１）・（３）・（４）	令和２年度は6,133の外国企業、985のハブ組織にコンタクト。 個別の企業・ハブ組織との面談件数は618。	東京都
ビジネスコンシェルジュ事業	外国企業に対するビジネス支援サービス等をワンストップで提供する窓口を設置・運営	評価指標（１）～（４）	令和２年度の外国企業等からの相談件数：1,125件 ※金融ワンストップ支援サービスを除く	東京都
東京開業ワンストップセンター事業	外資系企業やベンチャー企業等の開業手続きを一元化する窓口を設置・運営（3拠点：赤坂・丸の内・渋谷）	評価指標（１）～（４）	令和２年度の外国人利用者数：5,187名	東京都
東京の魅力のPR	東京に外国企業の高付加価値拠点等を呼び込み、アジアのヘッドクォーターへと進化させるため、外国企業に対し、SNSやウェブサイト等を通じて戦略的な広報活動を展開	評価指標（１）～（４）	国内セミナーの開催 0回 海外セミナー（オンライン）の開催 3回（香港）	東京都
金融ワンストップ支援サービス	平成29年4月より、都内に拠点設立を検討している金融系外国企業等を対象に、金融庁と連携しながら行政手続の支援や総合的なコンサルティングサービスを提供	評価指標（３）・（４）	令和２年度の外国企業からの相談実績は580件	東京都
金融系外国企業に向けた英語解説書の作成	金融ライセンス登録手続に関する英語解説の整備により、金融系外国企業の誘致を推進	評価指標（３）・（４）	令和２年度に改訂版を策定 令和２年度ダウンロード数 概要版：422件 詳細版：804件	東京都

特区の掲げる目標の達成に寄与したその他の事業

事業名	事業概要	関連する数値目標	実績	自治体名
—	—	—	—	—

体制強化、関連する民間の取組等

体制強化	令和２年度から、ビジネスコンシェルジュ東京の海外窓口を香港に設置。			
民間の取組等		—		